

気象警報発令及び交通機関不通時等の授業等の取扱いについて

この取扱いは、台風などの悪天候・災害等における学生の身体の安全を確保すること、並びに交通機関不通時の対応を目的とし、講義、実験、実習、演習、ゼミ、集中授業、定期試験等（以下「授業等」という。）の休講措置等について定めるものである。

1. 東京23区内に台風接近による「暴風特別警報」または「暴風警報」（以下「台風による警報」という。）が発令された場合の各キャンパス内における授業等の休講措置については、次のとおりとする。

台風による警報が発令された場合の休講措置

台風による警報の発令状況	休講措置
午前6時の時点で警報が発令されている場合	午前中（1時限および2時限）の授業等を休講とする。
午前6時を過ぎて、1時限開始時刻までに警報が発令された場合	午前10時の時点で警報が解除されていない場合は、午後（3時限以降）の授業等も休講とする。
1時限開始時刻を過ぎて警報が発令された場合	次の時限以降の授業等を休講とする。

2. 台風等の自然災害、計画運休、交通ストライキ等によって交通機関が運行を中止している場合（事故等による一時的な運休を除く）の各キャンパス内における授業等の休講措置については、次のとおりとする。

【品川地区】

- ① JR山手線が全面運行中止となっている場合
- ② JR京浜東北線、JR東海道線（東京-小田原間）、JR横須賀線、京急本線のうち2線以上が全面運行中止となっている場合

交通機関の運休状況	休講措置
午前6時の時点で①又は②のいずれかに該当する場合	午前中（1時限および2時限）の授業等を休講とする。
午前10時の時点で①又は②のいずれかに該当する場合	午後（3時限以降）の授業等も休講とする。

【越中島地区】

JR京葉線、東京メトロ東西線、東京メトロ有楽町線、都営地下鉄大江戸線のうち2線以上が全面運行中止となっている場合

交通機関の運休状況	休講措置
午前6時の時点で該当する場合	午前中（1時限および2時限）の授業等を休講とする。
午前10時の時点で該当する場合	午後（3時限以降）の授業等も休講とする。

3. その他の理由による休講措置

- (1) 気象警報の発令や交通機関の運行中止の発表以前であっても通学困難な状況が予想されるときは、学長が授業等の休講を決定する場合がある。
- (2) 東京 23 区内に台風接近以外による警報等が発令された場合、広域にわたる公共交通機関の運休が発生した場合（2に該当する場合を除く）及び大規模災害が発生した場合等により授業等を休講とすることが必要と判断される場合は、学長が決定する。

4. 休講措置の周知・連絡について

- (1) 1 及び 2 により授業等を休講とする場合は、原則として、周知・連絡は行わない。
- (2) 3 により授業等を休講とする場合は、大学ホームページ、緊急時連絡システム等で周知・連絡する。

5. 補講の取扱いについて

休講となった授業等の補講については、掲示に従うこと。

6. 課外活動の取扱いについて

授業等が休講となった場合、各キャンパス内で実施している課外活動や説明会等も休止すること。

7. 各キャンパス外における学外実習、教育実習等の取扱いについて

学外実習、教育実習、博物館実習、乗船実習、インターンシップおよび課外活動等については、各実習先担当者の指示に従うこと。

8. 台風等による警報の発令及び交通機関の運行情報の確認方法

気象庁のホームページ、交通機関各社の公式ホームページで確認すること。

附 則

この取扱いは、令和2年2月17日から施行する。